

ブレグジットとイギリス憲法

——二〇一六年国民投票における「国民のヴェト」の意味するところ——

加 藤 紘 捷

一．はじめに（問題の所在）

周知の通り、イギリスは原加盟六カ国に遅れること二〇年、一九七三年一月一日、隣国のアイルランド及び北欧デ
ンマークとともに、⁽²⁾当時のEC（欧州共同体）（現EU）に加盟した。⁽³⁾しかし、加盟にあたっては、一九六一年、
一九六七年と、二度の加盟申請をしながら、二度とも拒否された⁽⁴⁾苦い経験を持つ。一九七〇年六月三〇日、三度目の
申請でようやく加盟を認められた。最初の加盟申請から加盟を果たすまで実に二年もの歳月を要したことになる。⁽⁵⁾
それほど苦節を経験しながら、加盟から四三年を経過した二〇一六年六月二三日、キャメロン首相は二〇一三年に

公約した通り、国民にEUに残留するか、脱退するかを問うレファレンダム、すなわち、国民投票に打って出た。それは、首相としては、EUに加盟条件の再交渉を迫ったうえでの、EU残留を勝ち取るとの基本方針下、満を持して国民投票に臨んだのであった。しかしながら、閣内のEU懷疑派の反対を抑えることができず、閣内一致の原則を棚上げにし、彼らの反対を公然と許す形での選挙戦となった。結果は、周知の通り、わずか4%の僅差とはいえ、EU残留を目指した首相の方針に反して、国民の多数はEU離脱の回答を出し、キャメロン首相のめざすEU残留は失敗に終わったのである。⁽⁷⁾

この結果はEUにおけるイギリスのポピュリズム的勝利として各方面より衆目を浴びる一方で、イギリス憲法上、法的主権は議会に存し、かつ、代表制統治を旨とするイギリスにおいて、国民からヴェトの回答が出された意味は一考に値する。というのも、遡ること一八九〇年、自由党のグラッドストーン内閣がアイルランドに自治権を与える法案を議会に出そうとしたとき、一九世紀の憲法学の泰斗A. V. ダイシーが、法案成立の前提としてレファレンダム、すなわち、国民投票を行うべしと、提唱したからである。⁽⁸⁾ 彼は、議会主権の下、二大政党による代議制統治をイギリス政治の基本としながらも、下院で多数を占める政党が憲法に格別の変更をもたらす決定を行おうとする場合、国民投票を提唱し、これを政党政治に対する国民のチェックないしヴェト (veto) としてありうべき手段と見た。⁽⁹⁾ そのうえで、当時、アイルランドに自治権を与えるのは、イギリス憲法の大枠に変更をもたらすものであり、彼はこれを議会における多数党だけで決めることに疑義を呈したのである。

しかし、一八九〇年における彼の提唱にも関わらず、提唱以来、これまでイギリスではいかなる国民投票も行われていないできた。しかし近時のイギリス憲法の新しい実務的特徴は、地域レベルだけでなく、国レベルでもレファレンダ

ムが活用されることとなり、注目に値する。地域レベルでは二〇一四年九月にスコットランドでイギリスからの独立を問う住民投票が行われたことはまだ記憶に新しい。^⑩

国レベルでは、これまで三回行われた。最初は、イギリスが一九七三年にEC加盟を果たして二年後、一九七五年、当時のウィルソン労働党内閣により行われ、これは、イギリスがこのままECに留まるかどうかに関するものレファレンダムで、憲法史の視点からイギリス史上初めての国民投票となった。^⑪

二度目は二〇一一年、小選挙区制に代えて対案投票制を導入するかどうかを問う国民投票として行われた。^⑫だが、結果として国民の多数により否決され、総選挙は今も小選挙区制のままとなっている。次いで三回目が今回二〇一六年六月に行われたEUへ残留するか離脱するかを問う国民投票であった。

このように国民投票は近時のイギリス憲法における新しい現象であり、ダイシー流に言えば、最初の一九七五年の国民投票では、国民による「イエス」の結果が出たが、それ以外の二〇一一年の時と、今回の二〇一六年の国民投票^⑬では共に国民によるノー、すなわち「ヴェト」(Veto)であった。

本稿では、そのうち、一回目と三回目の国民投票ではいずれもECあるいはEUに関するもので比較考察に値すると考える。双方とも、後に触れるように、憲法上の閣内一致の原則を棚上げしての、異例の国民投票であったが、二〇一六年に国民が出した回答は、一九七五年のそれとは正反対のヴェト、すなわちノーの回答であった。その原因、とくに閣内で親欧州派と欧州懐疑派(反欧州派を含む)との分裂を呼ぶこととなった背景はどこにあったのか、両者の国民投票を比較考察し、イギリス憲法の基本原理である議会主権の下、イギリスがEC加盟から欧州とどのように向き合い、究極的に二〇一六年の国民投票でEUからの脱退の回答を出すに至った国民によるヴェトの意味を考えてみ

たい。

なお、表題の「ブレグジット」(Brexit) はイギリスがEUから脱退することを意味する混成語であるが、本稿の表題だけでなく、論考内でも便宜上しばしば使用する¹⁴⁾ので許されたい。

二・ 国民投票からEU条約第五〇条に基づく脱退通告と二〇一八年EU（脱退）法案の提出に至るまでの経緯

(1) ところで、政権内の最重要なEU関係の政策が二〇一六年六月の国民投票によって否定されたことを重く見たキャメロン首相は、「国民は離脱へと投票した。」「彼らの意思は尊重されるべきである。」「安定した政治が必要で、そのためには新しいリーダーシップが求められる」と、六月二四日、首相を辞任することを表明し、¹⁵⁾ 辞任。キャメロン首相に代わって二〇一七年七月一三日、サッチャーに次ぐ、二人目の女性宰相メイ首相が誕生¹⁶⁾したことは周知の通りである。以下、国民によるヴェトの憲法的意味を探る前に、国民投票後、政府によるEUへの離脱通告に待ったをかけたミラー事件の最高裁判決、そして議会による離脱通告承認法案の提出、EU条約五〇条に基づく、脱退通告として二〇一八年ブレグジット法案の提出に至る経緯を本稿に必要な限り、以下に要約して述べておこう。

(2) 最高裁判所判決とEUへの脱退通告

メイ首相は直ちにEU条約五〇条¹⁷⁾に基づき、EU側にEUからの脱退を通告すると声明を発表した。しかし、この

声明を受けて、市民の中からミラー（及びサントス）がEUからイギリスが脱退すれば、これまで市民が享受してきたEU法上の諸権利をすべて失うことになる、憲法上、政府は議会の事前の承認なしに脱退の交渉はできないとの訴えが提起された。この事件は提訴した市民の一人ミラーの名をとって一般的にミラー事件（Miller Case）⁽¹⁸⁾と称されている。ミラーの主張は高等裁判所（合議法廷）⁽¹⁹⁾で認容され、原告勝訴となったため、政府はこれを不服として直ちに最高裁判所に上訴した。

結果は、ミラーの主張通り、議会の事前の承認なしに政府はEUに脱退通告はできないと同最高裁は高等裁判所判決を支持した。⁽²⁰⁾これを受けて議会が開催され、審議の結果、二〇一七年EU離脱通告承認法⁽²¹⁾が制定された。これによりイギリス政府は正式に欧州理事会に脱退を通告できる権限が付与され、⁽²²⁾それに基づき、二〇一七年三月二十九日、政府はEUへ脱退通告を行ったわけである。この結果、二年間の脱退交渉が開始され、二〇一九年三月末までにEU脱退の大枠を定める脱退協定の合意を目指すこととなった。但し二年後の、二〇一九年三月末に予定通りイギリスはEUから正式に脱退できるかどうかは、なお予断を許さない状況が続いているが、それに関しては今後の課題とし、本稿では割愛する。

(3) ブレグジット法案の提出

ただし、もしイギリスとEU間で合意される離脱協定案がイギリス議会と欧州議会で承認されればイギリスは二〇一九年三月末にEUからの離脱が正式に決まり、二〇一九年三月三〇日にイギリスはEUにとり第三国になると、及び、移行期間が設けられ、二〇二〇年十二月三十一日を超えない範囲で、引き続き、EU加盟国であるかのよう

にEU法体系のすべてがイギリスに適用されることになっている。

これと並行して、メイ政権は二〇一六年、国会に、イギリスの正式脱退を見込んで、一九七二年欧州共同体法を廃止するため、ブレグジット法案（Brexit Bill）（これまでしばしば大廃止法案 Great Repeal Billと言われていた）を提出した。それは、二〇一八年六月二〇日、「二〇一八年EU（脱退）法」⁽²³⁾（2018. c. 16）との名で議会を通過し、同年六月二六日、国王の裁可を得た。ブレグジット法の長称によれば、「一九七二年欧州共同体法を廃止し、かつ、連合王国のEUからの脱退に関して別に規定を設ける法」とあり、同法第一条において「一九七二年欧州共同体法は、脱退の日（exit day）に廃止される」と規定する。ついで同脱退法の第二条で、これまで効力を有していたEU法をイギリスの国内法に転換し、これらを「EUに由来する国内法」（EU-derived domestic law）としてイギリスの法体系の中に残存することとしている。スムーズなブレグジットを確保するため、この立法を通じて、これまでのEU法はイギリス法に転換されることに予定されている。

三．二〇一六年の国民投票における「国民のヴェト」の意味

以上、イギリスの一九七三年のEC加盟から、予定された二〇一九年三月に向けてEUから脱退するまでのプロセスを時系列的に述べた。しかし遡って考えたとき、イギリスはEC加盟を果たして後も、欧州統合の動きとは一定の距離を置き、共通通貨ユーロを採用せず、また、EU域内で入国審査を免除されるシェンゲン協定にも加盟しないで済む特別の地位を与えられてきたことは周知の通りである。これらに加えて、キャメロン首相は、イギリスの加盟条

件を再交渉により有利に導いたうえで、二〇一六年六月、満を持して国民にEU残留か離脱かを問う国民投票に踏み切ったことにどのような勝算があったのか、後述するように、はなはだ疑義をもつものだった。果して、キャメロン首相の期待を裏切って、国民の答えは「否」であった。

いったい、「ヴェト」の答えの背景にあるEU離脱の原因はどこにあるのであろうか。これを探り、明らかにしようと思う。

ところで、冒頭で述べたように、国民投票はイギリス憲法にとり、近時の新しい現象に過ぎない。今から一二八年前の一八九〇年、アイルランドに自治権を与える法案を国会に出そうとしたとき、一九世紀の憲法学者であるA.V.ダイシーが、法案成立の前提として、レファレンダム、すなわち国民投票を行うべしと初めて提唱したことに由来する。⁽²⁴⁾

しかもダイシーは当時、国民投票を提唱しながら、わずかその五年前の一八八五年に、『憲法研究序説』を著し、その中で、イギリス憲法の基本原理のなめ石としての「議会主権の原理」を明確に印したばかりであった。それ以前、一八三二年の選挙制度の大改正から普通選挙権が獲得されるまで、イギリス憲法の基本的特徴は、主権が議会にあり、国民投票は議会主権と一致せず、違憲であると言われていたのである。⁽²⁵⁾しかし、今は違う。ダイシーが生きた一九世紀は議会制民主主義が確立する時代、その中で彼は、議会主権の下、代議制政治を基本にしながらも、時として、下院で多数を占める党をチェックする手段として断固、国民投票を提唱したのである。彼曰く、レファレンダムは国民による拒否People's Vetoであると。もし、そうだとすると、二〇一六年、キャメロン首相が満を持して提案した国民投票による結果は、まさに国民のVeto、つまりNoであった。⁽²⁶⁾国民によるNoの背景はどこにあるか。

四・ヒース政権、EC加盟時に国民投票の回避

その原因を探ろうとすると、それは遠因過ぎると思われるかもしれないが、筆者はやはり、原点ともいべきイギリスのECへの加盟時に遡って考えるべきだと考える。

たしかに第二次世界後の欧州でイギリスが主導したEFTAはイギリスに期待した経済的恩恵をもたらさなかった。これに対してもう一方の欧州統合を目指すECは一九五〇年代の中期から後半にかけて前例のない繁栄を見せ始めた。当時のイギリスのマクミラン首相は、長期に渡るイギリスの経済不振を前にして、EC加盟申請に舵を切ることを決断した。その責任者として親欧州派のエドワード・ヒース (Edward Heath) を任命し、彼を中心とするチームでECとの交渉を開始したのである。⁽²⁷⁾ しかし、周知のとおり、フランス大統領から二度の拒否権に会い乍ら、それでもそれから一二年間に及ぶ加盟交渉が続いた。

加盟申請が成功したのは三回目のときである。一九六九年四月にド・ゴール大統領が辞任し、イギリスのEEC加盟に前向きなポンビドー (Georges Pompidou) が新しいフランスの大統領を引き継いでからである。ポンビドー大統領の登場により、イギリスの加盟に対する状況は一気に変化した。三度目の加盟申請は、一九七〇年六月の総選挙でウィルソン労働党政権を倒して登場したエドワード・ヒース (Edward Heath) 率いる保守党政権であった。

ヒースは政権に就くや、三度目の共同体への加盟申請を開始し、一九七一年一〇月、下院である庶民院でEC加盟に関する採決において多数の賛成を得、さらに、憲法上、ローマ条約の効力をイギリスの国内に導くための一九七二年欧州共同体法も制定することに成功した。かくして一九七二年一月、イギリスは、デンマーク及びアイルランドと

ともに、ブリュッセルで加盟条約に署名。イギリスは、他の二ヶ国とともに、一九七三年一月一日当時の拡大ECに加盟を果たすこととなったのは周知の通りである。

だが、一二年に及ぶ加盟交渉の後、EC加盟を成功させたヒース政権の労苦は多とする一方、加盟時における彼を取り巻く状況はどうだったのか。振り返ってみると、もともとイギリスには当時、外交関係の基本方針に三環論⁽²⁸⁾(the concept of three circles) というものがあり、旧植民地から独立したオーストラリアやニュージーランドらの国々との間でイギリス連合を形成しており、それらの国から多くの農牧産物を安価に輸入できる有利な経済関係を有していた。他方で、アメリカ合衆国との特別な関係があり、さらにはヨーロッパがあり、イギリスはそれら三者のサークルのなかで中心的役割を演じていたという外交方針下にあり、その三環論から離れて、欧州に埋没しかねない判断をするには当時なお困難な時代であったであろうと思われる。もちろん、イギリスのECとの貿易はイギリス連合諸国とのそれと比べて今や重要になってきていることは分かりながらも、「党内、及び、国民の間にも、彼の親EEC政策にかなりの程度、反対の声があった」⁽²⁹⁾のは言うまでもない。彼らは「主権に置かれる制約への懸念とは別に、ニュージーランドのラム肉やカリブ海の砂糖といった生産物への安価なアクセスを失ってまで加盟する経済的メリットが何処にあるかに関して納得したい」⁽³⁰⁾というものだった。イギリス憲法史家のAnn Lyonは言う、「イギリスの加盟条件は一九七〇年末、及び、一九七一年初頭に交渉されていたが、イギリス議会と国民にEEC法への加盟がどのような利益があるのか説得する余地が未だ残されていた」⁽³¹⁾とも。

にもかかわらず、「ヒースは一九七〇年の後半、これらの不安に答えないまま、加盟申請をしてしまった」⁽³²⁾のである。Lyonはむしろ言う、「(ECに) 加盟すれば、その法はイギリス国内法の一部となり、それは憲法上の大きな変更

をもたらすもののなのに、ヒース政権は、この問題に国民投票を行うのを拒否した」のである。それもそのはず、これも首相になる前の一九七〇年六月二日のプレス・コンフェレンスでヒースは次のように言い切っている…「私はずっと言ってきた、もし国民の多数が加盟に反対な場合、この国を共同市場へ導くことは不可能になることだ³³」と。そのうえで、彼はこう結論づけた…「この問題は議会制度の下でこそ取り扱われるべき問題なのだ³⁴」と。しかし、オックスフォード大学のボグダナー元憲法学教授（Vernon Bogdanor）は、議会の中でさえ、「彼はこの問題について、一般大衆の意見のありのままの状態を議会でどのように反映させるようとしているのか、説明をしなかった」（同前掲注）と。

ヒースは、この時、ダイシーの提唱する国民による「ヴェト」（*veto*）の是非を問う機会を奪ったのである。³⁵ボグダナー教授はここで、フランスのポンピドゥー大統領が、イギリスをはじめとする加盟申請国を承認してよいかどうかを自国フランスにおいて国民投票で問うことを宣言した時の興味深い話に触れて、次のように述べたことを付記したい。彼は言う…「それは今となつてはこういうことだったらしい」「つまり、フランスの選挙民に対しては、イギリスでは拒否された権利、すなわち、イギリスの加盟に同意するかどうか決定する（国民投票の）権利を（わが国では）提供されている³⁶」と披露して見せてくれたのである。このエピソードは、ヒースが「この問題は議会制度の下でこそ取り扱われるべき問題なのだ」と国民投票を拒否したのに比べると、何とも皮肉を通り越して貴重な指摘であると筆者は考へる。

イギリスの政治は、ヒースが国民投票を拒否して以降、ダイシーの先見の明をなぞるかのようになり、保守党、労働党とも、党内、閣内に親欧州派と反欧州派を含む、欧州懐疑派とのためまない対立を生み出し、政権内に連帯性を失つ

て行く。それにより、国民の間に政治不信を招く結果になり、やがて、それらは総選挙における投票率の低下ないし二大政党の得票率の低下へと繋がり、ハング・パラメントの出現、ポピュリスト政党の躍進も顕在化していく。こうしてこれまでの二大政党制を背景とする強力で安定したイギリス型ウェストミンスター・モデルと言われるイギリス政治の土台が大きく揺らいで行く基となることを多くが知るようになるであろう。

五．ウェストミンスター・モデルの揺らぎ

(1) 投票率、二大政党の得票率の下落

イギリスは君主制国家である。だが、君主の権限は今日では儀礼的な存在でしかない。またイギリスは主権が議会にある議会主権の国である。議会のうち、上院は、一九一一年―四九年の議会法により、下院に優位性を譲った。またイギリスは、一八世紀に議会が行政部と融合する議院内閣制を採用している。政党政治が発達し、一人一区の小選挙区制の下、下院で多数を占めた政党が内閣を形成すると、その内閣は、議会主権を背景に、司法をも従属させ、無制約の権力を行使できるとされる。しかし、実際には、憲法のもう一つの基本原理である法の支配が適切に機能することで議会主権とバランスを取り、イギリスの政治が「選挙独裁」と揶揄されないよう政権は謙抑的に行動すべきであることは言うまでもない。³⁷⁾

そのことを前提にすれば、保守党か労働党か、いずれかの政党が下院で多数を占め、内閣を形成すると、議会主権を背景に強力で安定した政治を生み出すという、ウェストミンスター・モデルこそ、イギリス政治システムの特徴と

されるが、イギリスがEC（EUの前身）に加盟して以降、かなり疑問に思わざるを得ない。以下に微力ながらその一担を明らかにしたい。

実は典型的なウェストミンスター・モデルが実際に機能していたのは過去の、一九五〇年代までのこと。総選挙の際の、投票率を見ると、一九五一年の総選挙の時、八〇%台だったのが、二〇〇一年の時には最低の五九・二%へ。そして二大政党の合計投票率も、一九五一年には、九六・八%という高い数字だったのが、次第に低下、二〇一〇年の総選挙時には、六五・一%、二〇一七年六月の総選挙時には、六二・七%と史上最低を記録した。国民の政治への不信は次第に明らかとなり、その結果、ウェストミンスター・モデルは今、確実に揺らぎを見せているのである。³⁸⁾

(2) ハング・パラメントの出現

加えて、総選挙を行っても、二大政党のいずれの党も、過半数の議席をとれない現状が続いている。ハング・パラメント³⁹⁾、すなわち、「宙吊り議会」の出現である。選挙で過半数を取れないということは、保守党であれ、労働党であれ、国民から信頼を得られる政党が今のイギリス政治に欠けているということであろう。これまでハング・パラメントは三回出現した。①一九七四年の総選挙の時、②二〇一〇年の総選挙の時、③二〇一七年の総選挙の時の合計三回である。

ここでは③の総選挙の時のハング・パラメントがどのようにして起きたか垣間見てみる。メイ保守党政権は、周知のごとく、二〇一六年の国民投票の結果を受けて、キャメロン首相が辞任したあと誕生し、二〇一七年三月二十九日に、EUへ脱退を通告した。だが、イギリスがどのような方針でEU脱退交渉に臨むかで、閣内はこれまでの親EU

派閥僚とEU懷疑派閥僚との間の対立だけでなく、懷疑派の中にもソフト・ブレグジット、すなわち、穏健なEU離脱派の閥僚と、ハード・ブレグジット、すなわち強硬離脱派の閥僚との分裂を生み、メイ首相は閣内だけでなく党内においてもリーダーシップをとれないでいた。なぜなら、彼女は総選挙で選ばれたのではなく、キャメロン首相の辞任によって首相の座を得たに過ぎないからである。

ソフト・ブレグジット派の考えは、移民の受け入れを一定程度制約しつつ、単一市場へのアクセスを保持しようという立場。これに対して、ハード・ブレグジット派は、そのような穏健な離脱など、EUが認めるはずがない。ゆえに、強硬ブレグジットで、単一市場へのアクセスを失ってもやむを得ない。なぜなら、もしEUがソフト・ブレグジットを認めると、他の加盟国にも移民の受け入れに不満を持つ国が多数あり、もしイギリスのそれを認めると、他にもEUをソフトに離脱する国が現れないとも限らなかったからである。

この状況下で、メイ首相は政権内で分裂した内閣を盤石にしようと、二〇一七年四月一八日に、突然下院の解散を宣言した。⁽³⁹⁾ そのうえで、EUとの交渉をハード・ブレグジットで行くと国民に訴えたのである。しかし、この判断は適切なものだったであろうか。というのは、この時、国民投票の結果が離脱との答えを出したあと、四〇〇万にも及ぶやり直しを求める請願⁽⁴⁰⁾が押し寄せるなど、国民感情は、国民投票前のBrexit (EU離脱) から Bregret (EU離脱後⁽⁴²⁾) に変わっていたとされる。⁽⁴³⁾ このような時、国民目線より、政権基盤を強化するため、メイ首相によるEU強硬離脱派に氣遣うての解散に国民は信頼を寄せるはずがない。

同年六月に総選挙が行われたが、結果はキャメロン首相から受け継いだ三三〇議席を一二議席も減らし、過半数の三二六議席を割ってしまい、⁽⁴⁴⁾ ハング・パラメントをもたらししてしまった。やむなくメイ首相は、北アイルランドの

地域政党 DUP⁽⁴⁵⁾(民主統一党) から閣内協力を得て、一〇議席を借り、何とか政権を維持することができたに過ぎない。過半数をわずかに二議席を超えるだけなので、今後のメイ首相の政権運営が厳しくなるのはいずれ必定となるであろう。このように、どの政党あるいは政権とも、国民から信頼を得られないでいるのがイギリス政治の現実の姿である。

(3) 地域政党とポピュリスト党の躍進

これと反比例して、選挙ごとに議席を伸ばしているのが地域政党とポピュリスト党である。北アイルランドでは保守党も労働党も、自らの候補者さえ立てられないでいるし、これまで労働党の地盤と言われたスコットランドでは二〇一五年の総選挙でスコットランド民族党が五六議席⁽⁴⁷⁾と、議席数を増やしているのに対し、労働党の議席は一つかゼロ議席という始末である。

加えて、ポピュリスト政党の一つと言ってよいであろう、EUからの脱退を目的とする政党、イギリス独立党(UKIP)は、とりわけ欧州議会選挙で議席を伸ばし、二〇一四年五月の欧州議会議員選挙では労働党・保守党を抑え第一党になったことさえある⁽⁴⁸⁾。

またハング・パーラメントに至らないまでも得票率が低いにも関わらず、「八〇年代のサッチャー政権の時代にはいると、保守党は多くても四〇%代前半の得票率しか得ていないにもかかわらず、安定した議席を得続け」た⁽⁴⁹⁾し、また一九九七年以降の労働党・ブレア政権も、四三・二%の得票率しか得られていないのに、六三・六%もの議会で安定した議席を得続けた⁽⁵⁰⁾、とされる⁽⁵¹⁾。しかしこのような得票率に過ぎない政党の政権運営は、見せかけの多数派形成⁽⁵²⁾と批判され、著しく国民からの信頼を裏切ることになるであろう。

投票率が低く、二大政党の得票率も下がり、総選挙で二度三度とハング・パラメントが生じるイギリス政治。これにより首相の強力なリーダーシップによる安定した政治を行うのが難しくなってきた原因はさまざまに議論されるであろう。が、この現象が目に見えて顕著になる時期を検証してみると、一九七〇年代以降であることが分かる。

事実、一九五一年の総選挙の時、投票率は八〇%台だったのが、二〇〇一年の時には最低の五九・二%へ。そして二大政党の合計投票率も一九五一年には九六・八%だったのが、次第に低下、二〇一〇年の総選挙時には六五・一%、さらに昨今の二〇一七年六月のときは、六二・七%と過去最低となった。投票率が顕著に低下することに至った分岐点を探ると、一九七〇年に合計投票率が八九・四%だったが、直後の一九七四年二月の総選挙のときには一気に七四・八%へ低下している。とすると、分岐点は一九七四年二月の総選挙の時だと思われる。⁵³ではこの分岐点に何があつたかであるが、前の年の一九七三年にイギリスがECに加盟した年の翌年の総選挙だと分かる。

(4) 二大政党衰退の原因——一九七三年のEC加盟時がターニングポイント

投票率が年々下がり、二大政党の合計得票率も上述した通り低下するということは、どの政権も国民から信頼を得られてないということであるが、原因はどこにあるかを調べてみると、分岐点は一九七〇年の総選挙の時。二大政党の合計得票率が八九・四%だったのに対し、四年後の一九七四年二月の選挙の時、それは七四・八%へと大きく減らしている。

一九七四年に何が起きたであろうか。その年の前年、一九七三年一月一日にイギリスが原加盟六カ国に遅れて当時の拡大ECに加盟した年に当るのは周知のことである。そしてこの年がイギリス政治の明白なターニングポイントと

なったのではないかと思われる。なぜなら、この年以降今日まで、投票率が次第に低下し、しばしばハング・パラメントも出現するようになったからである。これが契機となつて、イギリス政治は、ECそしてその後のEUをめぐり、党内、国会だけでなく、政権内でも、親欧州派と反欧州派（欧州懷疑派）とで分裂し、首相は政権運営に困難をきたし始めて来たのである。

決定的になつたのは、さらに翌年、つまり一九七五年のことだつた。その年、一八九〇年にダイシーが提唱した国民投票が、八五年後の一九七五年、イギリス史上初めて、ウィルソン労働党政権によつて実現されるのである。だが、この時、国民投票を前にして、首相のEC残留との基本方針に強く異論を唱える反欧州派閣僚（欧州懷疑派）を前にして、閣内一致は困難、と首相は判断するのである。

六. 一九七五年、史上初めてウィルソン労働党政権による国民投票の実現

労働党は当時、予定された一九七四年二月一〇日の総選挙を前にして、マニフェストを発表し、労働党が勝利すれば、加盟条件を再交渉して、それをもとに、共同市場にとどまるか否かを問う国民投票を行う、と発表していた。それに基づいて一九七五年国民投票法が制定された。

労働党がマニフェストで提案したECとの再交渉の条件とは、主としてイギリス支払うEC予算に対する分担金の問題だつた。⁵⁴ イギリスのEC加盟時に遡ると、当時、EC予算の多くが、共通農業政策、すなわちCAPの下で、農業補助金が使われ、それにより、農業大国と言われるフランスが大きな利益を得る一方、比較的農業人口の少ないイ

ギリスはそれに比べて不利であり、イギリスが支払う分担金が大き過ぎると感じられたのであろう。分担金を減らすことが再交渉の焦点となっていた。

しかし、イギリス史上初の国民投票を前にして、ウィルソン内閣内では欧州統合に対する容認派と懐疑派・反欧州派で意見が対立した。二三人の閣僚のうち、七人が反対。そのなかには、有力な閣僚の一人として、雇用大臣のマイケル・フット、さらには強硬派の代表とされる産業大臣のトニー・ベンらがいた。オックスフォード大学のボグダナール教授によれば、⁽⁵⁵⁾そもそも、イギリスがECに加盟する際、国民からの反対の声も多いこともあり、前ヒース保守党政権は、国民投票を避けて国会の中だけでEC加盟の是非を論議し、そのことでその後のイギリスの政権運営に取り返えしのつかない確執を生むことになるのは前述した通りである。

けれども、ウィルソン首相は閣内における連帯責任の原則を棚上げして、⁽⁵⁶⁾反対派が自分の立場を公表することを妨げない、との例外措置を取り、国民投票を戦い、⁽⁵⁷⁾その結果、残留賛成 (Yes) 六七・二三%。これに対して、反対 (No) は三二・七七%と、ウィルソン内閣は圧倒的な勝利に終わった。これにより、国民投票に踏み切った彼の決断は歴史的な決断をした⁽⁵⁸⁾と評価されている。

だが、冷静に見ると、投票率が六四・〇%で、意外に少ないと知る向きもあろう。後の二〇一六年の時の国民投票での回答はEU離脱との結果に終わったものの、投票率は七二%だった。確かにそれに比べると、一九七五年のその投票率は少ない。Ann Lyonに言わせれば、「遅すぎた」⁽⁵⁹⁾のである。この国民投票がイギリスのEC加盟のわずか二年後ではあったが、国民感情はすでに冷めていた感がぬぐえない。やはりヒース首相はEC加盟の直前にこそ国民投票をやるべきだったように思われる。

七・サッチャー首相の登場と保守党の欧州懐疑派の顕在化

けれどもウィルソン首相はこの国民投票の結果を受けて、その後の政権運営を確たるものにしたことは間違いない。他方、イギリスが一九七三年にECに加盟した時は、保守党政権だったこともあり、四か月前の二月に保守党の新しい党首になったばかりのサッチャーも、一九七五年の国民投票の選挙戦で、保守党として、欧州残留イエスキャンペーン⁶⁰を張った。したがって、イエスが多数で勝利した今、当然ながら、彼女は「野党（保守党）の支持がなかったら、イエスの国民の意思表示はなかったであろう」と述べたことは興味深い。

彼女はその後イギリスの最初の女性宰相になり、もともとイギリスがECに加盟したのは保守党政権の時だったこともあり、ECには当初極めて積極的だったが、一九八〇年代中盤以降、ECがさらなる統合に向けて快進撃を遂げ、市場統合から通貨統合、さらには政治統合へ向かわんとするあたりから態度を変えていく。ある意味、今日の保守党の中に巣くう欧州懐疑派といわれる議員たちのルーツを辿れば、一九八八年九月二〇日に、有名なブリュージュ演説⁶¹で、各国が主権の一部を移譲して作る欧州連邦（ヨーロッパ合衆国）のような枠組みに強く反対することになるサッチャーの国家主義に行きつくことになるかもしれない。

八・ キヤメロン保守政権による国民投票の国民によるヴェト (Veto) —— 一九七五年国民投票との比較

(1) キヤメロン首相による二〇一三年のさらなる国民投票の宣言

ウィルソン首相の時の国民感情は、第二次世界大戦後の平和と繁栄を浴しようという時代背景をもつ。共同市場への参加は平和と繁栄の礎であり、史上初の国民投票がECに加盟して直後の一九七五年の国民投票だったこともあり、EC残留を決めた国民の声はごく自然の成り行きだったようにも思われる。しかし、それから四一年経ち、欧州統合が更に深化を遂げ、ECからEUへ、経済統合から政治統合へ向かう中、キヤメロン政権が新たにEUへ残留するか離脱するかを問う国民投票を呼びかける場合、国民に一九七五年の時とは違う国民感情が芽生えていることを深く考慮に入れなければならない。二大政党に対する国民の支持率は落ちている。これは危険な賭けになりかねない。

しかし、キヤメロン首相は、意を決して、二〇一三年一月二三日、二年後の二〇一五年五月の総選挙で第一党になったら、EUに改革を求めて新たな決着 (new settlement) を図り、その上で、改革されたEUに残留するか離脱するかを求める国民投票を二〇一七年末までに実施したいとの声明を出した。

この声明にどのような背景があったであろうか。二〇一二年一〇月二四日、下院にて保守党のデヴィッド・ナートル議員が、次の会期でイギリスが現在の加盟条件のままでEUに留まるか、離脱するか、国民投票を実施する法案を提出すべしと政府に求める動議が提出された。これを阻止するため、党議拘束をかけたが、それを意に介さず、保守

党議員九〇名が賛成。保守党のリーダーでもあるキャメロン首相にとってこれは最大の反乱であつたとされる。それ以外に一五名の棄権もあり、事態は深刻なものとして、キャメロン首相はこれに対処する必要性に迫られた。

さらに党外のEU懷疑派の最たるものとして、EUからの独立を公約に掲げるイギリス独立党（UKIP）があり、それへの支持が急速に増えていることもあつた。二〇〇九年の欧州議会議員選挙において、UKIPはイギリスに配分されている欧州議会の七三議席のうち、約一七%の票を獲得し、当時イギリス与党の労働党を抑えて二位に躍り出ていた。放っておけば、やがて保守党議員まで総選挙で喰われかねない。これらの背景の下に、キャメロン首相は国民投票を約束せざるを得なかつたとされる。⁶²

(2) 二〇一六年六月の国民投票へ向けて——一九七五年の国民投票を先例に——

問題は国民投票をどのように実施するかである。幸い、二〇一五年の総選挙でキャメロン保守党政権は久々に単独過半数を取った。それならば国民投票にも勝つて、その後の政権運営で強いリーダーシップを発揮したい。そのためにはキャメロン首相が言うようにEUには改革が必要である。四項目の改革案（four objectives）をEUに提示して強硬な姿勢を見せ、国民には「改革したEU」に留まる方がより強く、安全で、豊かになれると訴える、したがってこの改革案でEUから譲歩を引き出すことができれば、キャメロン首相は、*「全身全霊で」*（with all my heart and soul）国民を説得できる、そしてイギリスのEU残留を勝ち取ろうとしたのである。かくして二〇一五年国民投票法が制定された。それに基づき、国民投票の日は二〇一六年六月二三日と定められた。

キャメロン首相が提示した改革プランは四項からなる。それは、①イギリスを含む非ユーロ加盟国の権利保護、②

イギリスの考える、より競争力のあるEUの構築、③主権保護の問題としてEU基本条約に掲げる「絶えず一層緊密な連合」のイギリスへの適用除外、④移民に対するイギリスの福祉の制限である。

これらについてイギリスが考える改革プランでEUと再交渉し、その上でEUへ残留するか否かを国民に問うというこの手法は、明らかに、一九七五年、ウィルソン労働党内閣が国民投票の際にとった手法と同じである。しかも当時も政権内に公然とそれに反対する大臣がおり、彼らを罷免することなく、いやむしろ閣内一致の憲法上の原則を棚上げてウィルソン首相は国民投票に臨んで勝利した、この論法をキャメロン首相も使おうとしたことは間違いない。彼もまた、この前例にならって国民投票で勝ち、それにより閣内のEU懷疑派を抑え、その後の政権運営を確実なものにできるはずだと考えた。

(3) 保守党内の残留派と懷疑派

EU懷疑派は保守党内にどれだけいて、どのように位置づけられる者達をいうであろうか。ここで保守党議員、とくにEU懷疑派はどのようなアプローチをとるのか類別し、明らかにしておく必要がある。ロンドンのLondon School of EconomicsのBrexit研究グループは二〇一〇～二〇一五年の議会内保守党議員の発言・行動に関するデータをとり、EU問題に関する彼等の考えを分析し、彼らの考えを下にカテゴライズした。それによれば五つに類別される⁽⁶³⁾とした。下に掲げる通りである…

① 親EU派 (Europhiles) 議員 ————— 三二名 (一〇%)

ブレグジットとイギリス憲法 (加藤)

EUのなかでイギリスの役割に熱狂的な議員：例えば Ken Clarke, Laura Sandys, Robert Buckland の議員

② どちらともつかない議員 (Agnostics) — 二六名 (九%)

欧州問題に確たる見解を表明していない議員：例えば Nicky Morgan, Rehman Chisu の議員

③ 穏健EU懷疑派議員 (Soft Eurosceptics) — 一四九名 (四九%)

EUに懐疑的であるが、究極的にはEUに残留したがつている議員：David Cameron, George Osborne の議員。

④ 潜在的EU離脱派 (Potential leavers) 議員 — 六四名 (二一%)

有利な交渉が得られない限り、離脱に向けて投票したがつている議員：John Redwood, Oliver Letwin, Iain Duncan Smith ら議員。

⑤ EU脱退派 (Withdrawalists) 議員 — 二四名 (一一%)

イギリスをEUから離脱させたがつている議員：Bill Cash, Nadine Dorries, Jacob Rees-Mogg

これら五つのカテゴリーの③、④及び⑤をさらに、穏健EU懷疑派 (Soft Eurosceptics) と強硬EU懷疑派 (hard Eurosceptics) の二者に凝縮して、強硬懷疑派のそれはEU改革を急進的にやるか、さもなくばEUを離脱するというもの、他方、これ以上、如何なる統合を望まないのではなく、EUに残留したい、というものに類別できよう。とすれば④はもともとEUから改革を獲得できれば残留に賛成してもよいというグループなので、③と④はソフト、すなわち、穏健懷疑派とし、⑤のハード、すなわち、強硬懷疑派と二者に類別してもよいであろう。このように類別したとき、二〇一五年総選挙後のキャメロン政権内に、国民投票の際、もはやこれと言って親欧州派と呼べる閣僚は見当た

らず、おおむね穏健懷疑派閣僚か強硬懷疑派の閣僚により構成されていたと考えてよい。外務大臣のフィリップ・ハモンドや保健大臣ジェレミー・ハントらの多くはキャメロンの改革が整えばEU残留に投票してもよいという閣僚たち、他方、労働・年金大臣のダンカン・スミスや、司法大臣のマイケル・コーヴらは強硬懷疑派と言っている。前者の閣僚への説得は可能だとして、後者の、EUに対する嫌悪感を募らせて止まない強硬EU懷疑派閣僚に対しては、キャメロン首相は説得を断念せざるを得ない、と判断したに違いないと思われる。⁶⁴

かくしてキャメロン首相は「EUは多くの保守党議員にとって深く個人的な問題である。大臣達にその良心に従う自由を与える」⁶⁵と述べ、さらに国民投票の余波を和らげるのに役立つために、首相は「大臣らが国民投票でいずれかの側に立ってキャンペーンを張るかは自由であり」、同時に彼は、「投票後に引き続き政権を担当するつもりである」⁶⁶と述べた。これも、ウィルソン首相がとった手法と同じであった。

(4) 国民投票の結果とキャメロン首相の退陣

二〇一五年二月一七日、二〇一五年国民投票法（EUレファレンダム法 European Union Referendum Act 2015）が制定され、翌年二〇一六年六月二三日に国民投票が行われることとなった。二〇一六年二月一八日、一九日ブリュッセルで開催される欧州理事会（EU首脳会議）で、キャメロン首相により前年十一月に提案された「EU改革案」が主要議題として取り上げられた。首脳間で同年二月二〇日にEUからおおむね賛成との同意が得られるに至ったのを受けて、同年六月二三日に、イギリスが、引き続きEUの加盟国として残留するのか、離脱するのかを問う、国民投票が行われた。その結果、以下の通りとなった⁶⁷。

投票率 約七二%

残留賛成 四八・一一%

離脱賛成 五一・八九%

しかし、キャメロン首相の思惑はもろくも打ち砕かれ、以上の通り、国民投票の結果は四%にも届かない僅差ではあったが、「EU残留派 (Remain)」の敗北・「EU離脱派 (Leave)」の勝利で決着がつけられたのである。

政権内の最重要なEU関係の政策が国民投票によって否定されたことを重く見たキャメロンは、冒頭で述べたように、六月二四日、首相を辞任することを表明した。⁶⁸ キャメロン首相は、政権内の強硬なEU懷疑派閣僚を説得できなかっただけでなく、彼らの主張の方が国民投票で支持される結果となったのである。辞任を余儀なくされたのもうなずけられよう。

九. キャメロン首相による改革プランを振り返る

国民投票の結果は上に述べた通りであるが、改めてキャメロン首相が国民投票を実施するに当たってEUに提示した四つの改革プランの項目を振り返って見る。四つの改革プラン四項目とは以下の通りであった⁶⁹…

- ① イギリスを含む非ユーロ加盟国の権利保護、

Protection of the single market for Britain and other non-euro countries.

② イギリスの考える、より競争力のあるEUの構築、

Boosting competitiveness by setting a target for the reduction of the “burden” of red tape.

③ 主権保護の問題としてEU基本条約に掲げる「絶えず一層緊密な連合」のイギリスへの適用除外、
Exempting Britain from “ever-closer union” and bolstering national parliaments.

④ 移民に対するイギリスの福祉の制限である。

Restricting EU migrants’ access to in-work benefits such as tax credits.

EU側に提示したこれら四つの改革というものは国民ないし懐疑派の目にどう映っていたであろうか、アプリアリ的に次の二つの点から見てみる。というのも、これら四つのうち、国民がもっとも関心を抱いていたのは④の「移民に対するイギリスの福祉の制限」であり、もう一つは、懐疑派が最もこだわっていたとされる③の「主権保護の問題としてEU基本条約に掲げる「絶えず一層緊密な連合」のイギリスへの適用除外」だからであり、ここではこれら二つを検証し、キャメロン首相の提案が敗北した背景の一端を知ろうと思う。

(1) 移民に対するイギリスの福祉の制限

まず、最後の④に掲げた「移民に対するイギリスの福祉の制限」を取り上げる。移民の受け入れに関する改革案は、閣内、党内だけでなく、反EU・反移民を掲げて支持を拡大してきたイギリス独立党のキャンペーンにも、政府提案はもつとも目に見える形での対処が必要だったはず。にもかかわらず、キャメロン首相が打ち立てた四項項目の最後の項目に落とされ、最初の提案が国民の関心をさほど引くとは思われない「イギリスを含む非ユーロ加盟国の権利保

護」にしていることに、国民には関心をはぐらかされた、という感じに見えないでもない。⁽⁷⁰⁾

それはそれとして、ここでの「移民」とは同じ加盟国から職を求めて自由移動する労働者とその家族を対象とするが、経済が比較的好調なイギリスには毎年約三〇万人の移民が流入しているとされる。とくに二〇〇四年の東欧一〇ヶ国のEU加盟後、EUから職を求めてイギリスへ移動する移民の数が急速に拡大した。なかでも、二〇一四年の統計で顕著なのは、ポーランドからの移民が最も多く、二〇〇四年には七万人弱だったが、二〇一四年現在で、八〇万人を超えているとされる。⁽⁷¹⁾ 受け入れ当初は、イギリス経済がよく、これらの労働力は比較的歓迎されたとされる。

しかし、二〇〇九年のリーマンショック以降、冷えはじめた経済状況下で、これほど多くの移民を受け入れたことで、逆に国民から職を奪われる、制限せよ、と移民への不満が高まって行ったとされる。しかし、EU基本条約のひとつであるEU機能条約第四五条一項によれば、「労働力の自由移動は、EU内において確保される」とされ、同条約一八条においては「国籍に基づく差別はすべて禁止される」と規定されている。さらにEU司法裁判所の判例に、自由移動した移民とその国の国民とは完全に平等であるべしと解釈されている。

したがって、これらの大原則に違背することは許されず、キャメロン首相は、移民の受け入れはイギリスにおいて容易ならざる問題と捉えていることは間違いない。と言うのも、移住者の約四〇%が年平均六千ポンドの手当てを受給しており、国家財政を圧迫し、移民に対するEUの福祉政策には一定の歯止めが必要だと考えていた。

それではキャメロン首相の改革プランで要求する移民の受け入れ制限とはどのようなものであるか。それは、端的に言えば、それはEU加盟諸国からの「域内市民がイギリスで在職給付 (in-work benefits) や公営住宅 (social housing) 入居の資格を得るまで四年間、同国に居住し、労働すること。」⁽⁷²⁾ そうでない限り、これらの福祉手当を受給できない

ようにするというもの。キャメロンは、これにより急増する移民を制限できる、というのであるがどうであろうか。確かに、この改革プランは、国家財政の面から、議会のエリート政治家層にはそれなりの効果があると評価されたかもしれない。だが、福祉手当を得るため、四年間イギリスに居住し、労働することを条件にしただけの受け入れ制限に過ぎないのが、キャメロン首相の提案だったとすれば、多くの国民から失望され、極論になるかもしれないが、それならば、EUから脱退するしか道は残されていないと感じられるほどのインパクトのない提案に映ってしまった可能性は否定できない。

(2) 主権に関するEUへの提案（EU基本条約に掲げる「絶えず一層緊密な連合」のイギリスへの適用除外）

移民の問題とは違い、四つの項目のうち、主権保護の問題として③のEU基本条約に掲げる「絶えず一層緊密な連合」から適用除外を求める要求は、EU懷疑派がもつともこだわってきた問題の一つと言ってもよい。もしこれが認められれば、国境での入国審査なしで域内を移動できるシェンゲン協定と単一通貨のユーロといったEUを象徴する二つの適用除外に、もう一つ適用除外が加えられ、EUからのイギリスへ大盤振る舞いになるはずであった。

EU基本条約に規定する「一層緊密化する連合」の例外（適用除外）にせよとするイギリスの要求は、端的に言えば、イギリスがさらなる政治統合のプロセスに巻き込まれたくないという要求と言ってよい。

欧州統合とは、元来、EU基本条約に言う進行形としての「一層緊密化する連合」を意味するであろうが、それはやがて、経済統合から政治統合へ、そしてその果てにはヨーロッパ合衆国という連邦国家への目標があるのである。その場合、イギリスが、経済統合まではよいが、そこから先の政治統合へ向かい、さらにはサッチャーが嫌った連邦

的枠組みへの一層緊密化する連合へ進行することだけは免れたい、というのがイギリスの真意なのかもしれない。もしそうだとすれば、キャメロン首相のEUへの要求は、その流れにストップをかけ、国家主義に徹しようという、まさに強硬EU離脱派の考えに沿う主張といってもよいかもしれぬ。

だが、EUは本来、ECとして出発する時点から国家主権を制約することが基本条約の本旨だったはずである。もしキャメロン首相が強硬派を満足させるのが第一義で、国民を納得させるのが第二義だったとすれば、一九七五年のウィルソン内閣の時のそれと違う。ウィルソン首相は、ECに再交渉を求め、それによりまずは国民からEC残留を勝ち取って、そのうえで、政権内の反欧州派閣僚を抑え、その後の政権を抑えるのに成功したのである。その逆では決していない。

上に掲げた二項目ほかすべての提案を掲げて国民投票でキャメロン首相が敗北したのを受けて、ジャン・モネ・チェア教授の庄司克宏は指摘する…「英EU改革合意という形でEU残留の場合のプランだけは用意していたが、イギリス国民からは見向きもされなかった。キャメロン首相は国民投票で勝利することを過信していたのである」⁽⁷³⁾と。

一〇．結びにかえて

イギリスの産業革命の時期を正確に述べるのは容易ではないが、およそ一七六〇年代に始まり、一八四〇年頃まで続いたであろう。その結果、イギリスを農業社会から工業社会に変貌させ、さらに一八三二年の選挙法の大改正をもたらし、やがて一九世紀には議会制民主主義を確立していく。そのプロセスでダイシーは一八八五年に『憲法研究序

『説』を著し、主権を法的主権と政治的主権に分け、法的主権は議会に、政治的主権は国民に存するとした。

その意味で言うならば、それ以前の、名譽革命から産業革命まで、議会主権の主権には法的主権も政治的主権も混在していたと言えるかもしれない。したがってその時期において、国民投票は議会主権とは相いれないものと考えられたであろう。

しかし今は違う。国民には政治的主権があり、そのもとで、議会に法的主権があると言ってもいい。そのなかで、国民投票は議会にとり基本的に諮問的とされるものの、上述の通り、近時のイギリス憲法の特徴は、問題により地域レベルでも国レベルでもレファレンダムがよく活用されるようになった。

そのように考えたとき、イギリスが一九七三年に当時のECに加盟する際、政治的にも法的にも議会だけで加盟を決めれば済むというわけにはいかない面もあったはずである。にも拘わらず、国民の間には加盟の是非を問うべしとの声がありながら、ボグダナー教授も指摘した通り、「一般大衆の意見のありのままの状態を議会でどのように反映させようとしたか」、ヒース政権は議会において十分な説明を果たさないうまま、欧州共同体に加盟した。その功罪は種々あるであろうが、党内外に欧州懐疑派を生み出す結果となり、上に見てきたように、これ以降、保守党も労働党も、政権運営は厳しいものとなり、ウェストミンスター・モデルと言われる強力なイギリスの政治に弱体をもたらしたこと。具体的には総選挙の際の投票率の低下、ハング・パラメントのしばしばの出現、典型的にはEU政策に対する政権内の分裂を招来し、国民に長く政治不信をもたらしたことは否めない。

さらに、イギリスのEC加盟時の議会審議の中で、ヒース政権は「いかなる憲法上の革新を伴うものでない」と言わしめ、EC加盟を乗り切ったが、「いかなる憲法上の革新」の中には、議会主権の変更を含んでいることは明らか

であり、その変更を伴うものでない、⁽⁷⁴⁾ と言い切ったことに関し、筆者は別稿で憲法上の禍根として指摘したことがある。本稿では特にこれを焦点にしなかったが、この点でも欧州懐疑派が加盟以降、欧州統合が進展していくなかで、いよいよ敏感さを増していく。ヒース政権はこのことについても当時議会で十分に説明責任を果たしたとは言えなかった。

二〇一六年の国民投票では、キャメロン首相は、一九七五年の国民投票を先例として、EUと再交渉するとの条件に、閣内一致の憲法上の原則を棚上げして選挙戦を戦った。にもかかわらず、一九七五年の国民投票の時と違い、国民によるVetoが下った。国民投票を前に、移民の問題さらには主権保護を含む四つの改革プランをEUに迫り、それへのEUからの好意的な回答を得たなかでの国民投票であったが、それらの四つの改革プランのどれも、キャメロン首相は、懐疑派から、そして国民からもそっぽをむかれたのである。

それにしても、二〇一三年、彼が国民投票を行うと声明を述べたブルームバーグ演説⁽⁷⁵⁾のなかで、イギリスは歴史的には欧州に対して常にオープンだったとしながらも、「我が国の地形が、我々の心理を形作っているのは真実だ。我々は島国民としての性質―独立心、率直さ、我が国の主権の守ろうとする上での熱情さ―を持っている。イギリス海峡にそれを棄てるより、イギリス人のこの敏感性をこれ以上変えることはできない」と。これを知る限り、彼もまた元を正せば、欧州ソフト懐疑派でもあったのである。そう考えると、彼がEUへの加盟条件の再交渉を図ったうえで国民投票を行ったが、彼が真に国民投票のありうる結果をどう考えていたのかはなほだ疑問である。国民からのヴェトは十分ありえたからである。

ところで、前述したように、国民投票ではわずか四%の差で、EUからの離脱が決まったことに国民投票の怖さが

あると感じる向きは大いにあるであろう。この結果を受けて、メイ政権は直ちにEU第五〇条に基づき、EU側に脱退通告をしようとした。しかしこれに市民からこれまでのEU法の権利を奪うものであり、政府にはイギリス憲法上、議会の承認なしに離脱通告をすることはできないとの訴えが提起された。いわゆるミラー事件である。これに対して、最高裁判所は、二〇一七年一月二四日、「EUからの脱退はEU法の法源から切り離されることにより、間違いなくイギリスの憲法体制に根本的な変更を招く。かかる根本的変更は、…議会の事前の立法を通じてなされることが要求されている⁽⁷⁶⁾」として市民の訴えを受け入れたのである。これを受けて、議会は同年三月、直ちに脱退通告法を可決して、首相にEUへの脱退通告権限を与えた。最高裁判決からたった二ヶ月である。これにより、メイ首相は同三月にEUへ正式に脱退を通告したのである。

議会には法的主権があり、憲法改正も過半数で決定できる。しかしここにイギリスの議会主権の怖さがあるかもしれない。成文憲法の国であれば、憲法改正のハードルは高い。二〇一六年の国民投票でわずか四%の差でEUからの脱退が決まったものの、その後政府のEUへの脱退通告を違憲として訴えたいわゆるミラー事件で最高裁は二〇一七年一月二四日にこれを受け容れる判決を下した。この判決からわずか二ヶ月後の三月二三日、議会は政府に正式にEUからの脱退する権限を付与する二〇一七年EU脱退通告法を可決した。これは軟性憲法と言われるイギリス憲法のなせる特徴であった。しかし、このようにわずか二ヶ月という短かさで憲法改正を議会が過半数である意味、いとも容易に決定することでよかったか、今後に課題がありそうに感じる。現行憲法上仕方ないにしても、せめて二ヶ月で決めるのではなく、議会はもう一年延期してでも、国民投票の結果を議論すべきではなかったか。軟性憲法の落とし穴であるように筆者には思われる。

(1) ヨーロッパの統合は、一九五二年にECSCヨーロッパ石炭鉄鋼共同体を設立するため、パリ条約が締結され、フランスと当時の西ドイツが中心となつて六か国で発足。一九五八年にEEC及びEURATOMを設立するため、二つのローマ条約が締結された。それら三つの共同体は、一九六七年以降、ECとの総称で呼ばれるようになった。

(2) 一九七二年一月二日、ブリュッセルで、イギリス、アイルランド、デンマークのほかにノルウェーも加盟条約に署名した。しかし、ノルウェーは批准にあたつて国民投票により拒否されたため、加盟できなかった。

(3) イギリスは、加盟条約を批准後、一九七二年一〇月一七日、イギリス国会により、「一九七二年欧州共同体法」が制定された。これ以降、EC法(現EU法)はイギリスの国内法の一部となり、市民はEC法上の権利を享有することとなった。この度、イギリスがEUを脱退するにあたり、一九七二年欧州共同体法の効力を失わせるため、「二〇一八年EU脱退法」、すなわちEuropean Union (Withdrawal) Act 2018が制定された。同脱退法は、同時に、これまで効力を有していたEU法をイギリスの国内法に転換し、これらを保持されたEU法 (retained EU law) としてイギリスの法体系の中に残存することとした。また、脱退以前のEU司法裁判所の判例は、ウェストミンスター最高裁判所およびスコットランドのHigh Court of Judiciaryの決定と同等の先例としての地位を保持することにした。

(4) イギリスは六一年八月、正式にEC加盟申請を行なつたが、六三年(申請は六一年)、さらには六七年五月の労働党内閣による第二回の加盟申請も、ド・ゴール仏大統領の拒否権発動によつて加盟できなかった。しかし、第三回目EC加盟申請時には、イギリスの加盟に反対していたフランスのド・ゴール大統領が一九六九年に退陣したこともあり、ECの拡大の機運もあつて一九七三年の加盟に向かうこととなる。

(5) 一九六一年に当時の保守党マクミラン首相がECに加盟申請をしようと決めてから一九七三年に加盟するまでに一二年間の月日が経過した。

(6) David William Donald Cameron (一九六六年-)。

(7) 二〇一六年六月二三日付け国民投票の結果(保守党政権下)・・・投票率 約七二%、残留賛成 四八・一一%、離脱賛成 五一・八九%。

(8) A.V. Dicey, *Ought the referendum to be introduced into "England"?* Contemporary Review (1890), at pp. 489-511. 彼の後も、例えば、Henry Sidgwick, *Elements of Politics* (1891), p. 559. や、E. H. Lecky がやはり一八九九年に国民投票の導入を提唱している。See: William E.H. Lecky, *Democracy and Liberty*, vol. 1, (1899), pp. 277 ff.

(9) Mads Qvortrup, A.V. Dicey: *The Referendum as the People's Veto*, History of Political Thought, vol. 20, No. 3, (Autumn 1999), pp. 531-546. しかし、ダイシーはそれ以前、例えば、国民投票をスイス民主主義のもっとも疑わしい手段の一つとして考えていたが、その後、下院の権力に対する上院の伝統的なチェックを、次第に正当性を欠くものと考えようになり、国民投票に対する従来の考えを変えるようになったとされる。See: Mads Qvortrup, *Ibid.*, at 532.

(10) 投票率八四・五九% 独立No が五五・三% Yes が四四・七% . See: Open Learn 2 March 2015.

(11) 「一九七五年国民投票法」Referendum Act 1975に基づく一九七五年の国民投票。

(12) 「二〇一一年対案投票制国民投票法」Alternative Vote Referendum 2011に基づく。二〇一一年、小選挙区制(FPPS)を廃止して、対案投票制(Alternative Vote system)に変更すべきかどうか問うた国民投票。保守党と自民党との連立合意に基づいて二〇一一年五月五日に行われた。選挙結果は、投票率四一・九七%、賛成三二・〇九%、反対六七・八七%で対案投票制は否決された。

(13) European Union Referendum Act 2015に基づく二〇一六年の国民投票である。

(14) これはギリシャがユーロ圏から離脱するのではないかという危機の際に、Greeceと離脱を意味するexitを合わせてGrexitなる造語が作られた。Brexitはそれを模して造られた。日本語で言えば「ブレグジット」である。ゆえに、ここでも便宜上しばしばそれを用いる。

(15) ただし、一〇月の党大会までの三ヶ月間は引き続き首相を務めると表明。

(16) オックスフォード大学卒業、六一才、七六代女性宰相、就任二〇一七年七月二三日、Theresa Mary May、一九五六年一〇月一日。

(17) EU条約五〇条一項は、「如何なる加盟国も、それ自身の憲法要件に従い、EUからの脱退を決定できる」とし、同条二

項では、「脱退を決定した加盟国は、その意思を欧州理事会に通告するものとする。EUは欧州理事会により定められた指針に照らして、当該加盟国と交渉に入り、合意に達しなければならない。…」

- (18) 正式な事件名は *R (on the application of Miller and Dos Santos) v Secretary of State for Exiting the European Union*. [2017] UKSC 5 on appeals from: [2016] EWHC 2768 and [2016] NIQB 85²⁶。これをそのまま訳すと「国王対EU離脱大臣事件」であるが、一般的にミラー事件(単に Miller case²⁷ または The 2017 Supreme Court Judgement in the Miller Case)と称されることが多い。また、正式な事件名のなかでミラーとドス・サントスはこの事件を申し立てた申立人(applicants)であるが、高等裁判所判決のなかで裁判官達は彼らをしばしば claimants すなわち原告と呼んでいるので、本稿でもそのように言及する。本件についての詳細は、拙稿「Brexitとイギリス憲法——二〇一七年ミラー事件の最高裁判決を中心に——」(二〇一七年九月) 日本法学八三巻二号を参照されたい。

- (19) 高等裁判所は一審として機能するときは通常単独の裁判官により審理されるが、本件は北アイルランドからの上訴を受けた上訴審として事件が併合され、二名の裁判官による合議法廷により審理された。 *R (on the application of the Attorney General for Northern Ireland) v Secretary of State for Exiting the European Union and the Secretary of State for Northern Ireland, ex parte Agnew and others (Northern Ireland): R (on the application of McCord) v Secretary of State for Exiting the European Union and the Secretary of State for Northern Ireland (Northern Ireland)*.

- (20) 拙稿「Brexitとイギリス憲法——二〇一七年ミラー事件の最高裁判決」日本法学(二〇一七年)九三巻第二号、一一四—頁参照。

- (21) 「二〇一七年EU(脱退通告)法」European Union (Notification of Withdrawal) Act 2017。

- (22) EU条約五〇条第二項。なお、二〇一八年六月二六日、イギリス議会はEU脱退法を制定し、来年、正式に脱退が決められ、イギリスのEU加盟を法的に根拠づけていた「一九七二年欧州共同体法」の廃止を決めた。

- (23) European Union (Withdrawal) Act 2018。全部で二五ヶ条と付則九ヶ条から成る。

- (24) A.V. Dicey, *Ought the referendum to be introduced into "England"?*, *Ibid.* (1890) Contemporary Review, at pp. 489-

511. *See also*: Mads Qvortrup, *Ibid.* A. V. Dicey's Theory: the referendum as the People's veto, at pp. 51-67, in *A Comparative Study of Referendums -Government by People-*, Manchester University Press, 2002, Lucy Atkinson and Andrew Blick, Referendums and the Constitution, *The Constitution Society*, 2017, at p. 22, and Richard A. Cosgrove, *The Rule of Law: Albert Venn Dicey Victoria Jurist*, The University of North Carolina Press, 1980.
- (25) Vernon Bogdanor, *The People & The Party System-The Referendum and electoral reform*, 1981, Cambridge University Press, at p. 67.
- (26) 議会主権と国民投票の関係については、前掲拙稿「Brexitとイギリス憲法」一一―二五頁参照。
- (27) この時点でも、Ann Lyon は「イギリス国民の間にイギリス連合への忠誠心が継続して強いこともあり、問題はセンシティブであった」だけでなく、「労働党のヒュー・ガイスケル (Hugh Gaiskell) の動きを批判し、すべての保守党員もマクミランの考えを決して共有しなかった」という。Ann Lyon, *Constitutional History of the UK*, at 446.
- (28) *See e.g.*: Britain, the Commonwealth and Europe--the Commonwealth and Britain's applications to join the European Communities (Palgrave Macmillan, 2001), edited by Alex May, at p. 12.
- (29) Ann Lyon, *Constitutional History of the UK*, at. 447.
- (30) *Ibid.*
- (31) *Ibid.*
- (32) *Ibid.*
- (33) Vernon Bogdanor, *Referendums in British Politics*, Contemporary Record (2008), vol 2, No. 4, p. 12.
- (34) V. Bogdanor, *Ibid.*
- (35) さらに、イギリスは一九七三年に加盟するとき、ECにはルクセンブルグの妥協という暗黙の合意がなされて、ECは十分に機能しない状況に陥っていた。石油ショックによる不況のなか、EC (現EU) の特徴である主権制約をいとわない欧州統合が、とん挫して、イギリスは加盟にあたって、主権を懐深くしまい込むことが可能の状態で加盟申請が成功したよ

うに思われる。

(36) Vernon Bogdanor, *Ibid.*

(37) ときとしてそれはヘイルシヤム卿により「選挙独裁」(elective dictatorship) (1976 Dimbleby Lecture) と称された。

(38) 選挙制度問題イギリス調査報告書「機能不全に陥るイギリス小選挙区制から何を学ぶか」(自由法曹団) 三頁の表一・二
大政党と自由民主党の得票率と議席占有率の推移 (Kavanagh & Butler, 2005, 及びBBC) を参照。さらに筆者が二〇一〇年以降について加筆した。

(39) その後、二〇一一年議会任期固定法の下、メイ首相は、議会の承認を得て、二〇一七年六月八日、総選挙に踏み切った。これまで、国王がもつ国王大権中、議会の解散大権があり、その行使について国王に助言する首相が主導して下院の総選挙の施行時期を決定してきた。しかし、保守党と自由民主党の連立政権は二〇一一年、「議会解散権抑制法」(Fixed-term Parliaments Act 2011, 2011 c. 14) を成立させ、下院任期を原則五年と定めた。ただし、任期満了によらない下院の総選挙は、その自主解散があった場合又は下院による政権の不信任決議案の可決後所定の期間内に現政権を改めて信任し若しくは新政権を新たに信任する決議案が可決されなかった場合に限られることとなった。See e.g.: How can Theresa May escape from the Fixed Term Parliaments Act? 19th April 2017 OpenLearn. とついで、首相は自主解散として解散の動議は出せるが下院で三分の二以上の賛成が必要となった。二〇一七年四月一八日、メイ首相は閣議後、直ちに解散を宣言。これに労働党のコービン党首も応じ、翌日の一九日、議会下院で、賛成五二二、反対一三三で、三分の二の賛成を得て承認され、総選挙となった。See e.g.: How can Theresa May call an early election under the Fixed-term Parliaments Act? 18 April 2017 NewStatesman. 及び河島太郎「イギリスの2011年議会解散権抑制法」外国の立法二五四 (二〇一一・一一) 参照。

(40) イギリス議会のオンライン電子請願。公式のウェブページ。Petition Parliament and the government - GOV.UK <https://www.gov.uk/petition-government>. 紙媒体による請願とは別に、二〇一一年八月から、保守党と自民党連立政権下で、政府主導による“online petitions”すなわち電子請願システム (HM Government e-petitions) の運用が開始されたが、それはさらに二〇一五年七月から議会と政府の共同による電子請願システムとして運用されている。それによれば、一〇万以上の請

願を得たものに関し、請願委員会に回付し、政府または議会で一定の考慮が払われ、回答または討議することができるようになった。一万を超える請願に対しては政府が回答し、一〇万を超える請願があった場合には、議会で審議の対象となりうるか検討される。今井良幸「請願権の再検討―イギリスにおける電子請願制度からの示唆―」(名城'16) 66-1/2-1、一〇―一七頁参照。

- (41) 議会に依れば、このウェブサイトは25 November 2016に受付を閉じた。最終的に、署名者は四、一五〇、二六二であった。
- (42) Brexit から Bregret へ。二〇一六年六月二四日のニュース。London (CNN, June 24, 2016) From Brexit to Regret – an online petition demanding a second referendum on Britain's decision to leave the EU has passed 3 million signatures. By Sunday morning, 3,048,000 people had signed the petition on the official UK Parliament website. That number takes it well over the 100,000-signature threshold needed to force a debate on the issue by members of Parliament, James Masters, CNN. 首相は、二〇一六年六月二七日に下院で、声明した。それによれば、今回の国民投票は、三千二百万人によるイギリス史上、最も大きな民主的な経験の一つだった。首相と政府は、これは一世代に一回 (a once in a generation vote) の選挙民に依る試みだったとされる。「この決定は尊重されねばならない。」と述べた。

- (43) 議会は一〇万人を超える署名を集めた請願については議論を検討しなければならないが法的強制力はない。政府は、二〇一六年国民投票法にはもともと選挙結果に対して何の条件をも付けていなかった。これらの請願に答えて政府は二度目の国民投票はやるつもりはないと結論している。

- (44) 投票率六八・七%、保守党二二八議席(得票率四二・四%)、労働党二六二議席(得票率四〇・〇%)。

- (45) 社会的保守政策を掲げるDUPは、北アイルランドとイギリスとの連合を支持し、ブレグジットを支持する。DUPの党首はアーリソン・フォスター。二〇一五年五月の総選挙で八議席だったが、このたびの二〇一七年六月の総選挙で一〇議席と伸ばした。

- (46) 投票率六八・七%、保守党二二八議席(得票率四二・四%)、労働党二六二議席(得票率四〇・〇%)、民主統一党一〇議席(得票率〇・九%)、議席総数六五〇(過半数三二六)。

- (47) 二〇一七年六月の総選挙では三五議席と減らした。ウェールズの地域政党は二〇一五年の総選挙で三議席だったが、二〇一七年のそれで四議席とわずかだが、増えている。
- (48) 二〇一四年五月欧州議会選挙結果・投票率三五・六% 総議席数七三
UKIP二四議席 労働党二〇議席 保守党一九議席
(二〇一四年六月二一日 Reserch Paper 14/32 House of Commons Library)
- (49) マーガレット・サッチャー Margaret Hilda Thatcher, Baroness Thatcher, 一九二五年一〇月一二日～二〇一三年四月八日。首相在任…一九七九年～一九九〇年の一一年間。
- (50) トニー・ブレア Anthony Charles Lynton Blair, 一九五三年五月六日～。首相在任期間…一九九七年五月二日～二〇〇七年六月二七日の一〇年間。
- (51) このとき、保守党と自由民主党の合計は四七・六%を得票したのに、二二・一%の議席数しか与えられなかった。そのような不合理が生じるのも、小選挙区制の特徴である。二〇〇一年の総選挙に置いても、労働党は再び四三%の得票率だったのに、全部で六五九議席あるうち、四一三もの議席が与えられ、議会において強力な地位を築いたとされている。渡辺輝人「疲弊するイギリスの小選挙区制」(JLAF Kyoto) <http://kyoto-jlaf.jp/news/2011/09/post-30.html>.
- (52) In polls carried out between 1999 and 2000, more than 60% of the people asked claimed that they would favour a system of proportional representation (PR) to make the electoral system more fair and the results more representative. By C.N. Trueman, *First past the post*, 27 March 2015.
- (53) 前掲注(38)を再度参照のこと。
- (54) 一九七五年三月に公表された白書によれば、再交渉のための項目は…①CAP、②EEC予算、③イギリス連合との関係、そして④地域・産業政策に関するイギリス独自の政策の追求権、の四分野だった。
- (55) Vernon Bogdanor, *Ibid.*
- (56) ヴァーノン・ボグダナー、拙訳、「イギリスと欧州共同体」(下) 駿河台法学第九巻二五二頁参照。

- (57) Lucy Atkinson and Andrew Blick, *Ibid.*, at pp 40-56. なお、後述するように、保守党にも現れるEU懐疑派議員であるが、上に見たように、労働党の今日のEU懐疑派は、EC加盟時から一九七五年の国民投票時にそのルーツを求められよう。
- (58) *Euro Moments 1975: Vote Yes*, BBC, 17 May 2014.
- (59) Ann Leyon, *Ibid.*, at p. 452.
- (60) *Euro Moments 1975, Ibid.*
- (61) ブルージュ Bruges にある欧州大学院での演説。それは、連邦主義者のひとりであり、一九八〇年中盤の市場統合の立役者ともなったジャック・ドロール欧州委員会委員長（在任一九八五年～一九九五年）が、一九八八年七月に、欧州議会で演説した将来の欧州統合の姿について、より加盟各国の主権を制限するものになっていくであろうと示唆したことに反発してサッチャーによつてなされた演説である。彼女は、このブルージュ演説で、欧州連邦のような枠組みに強く反対した。
- (62) キャメロン首相は、多くの保守派議員が待ち望んでいた待望の演説 (his long awaited speech) で、次回の総選挙で勝利すれば、二〇一七年末までに国民投票を開催することを約束した。See e.g.: BBC News, 23 January 2013.
- (63) The London School of Economics and Political Science, Brexit: Euroscepticism in the Conservative Party: the role of nationalism and electoral pressures: <http://blogs.lse.ac.uk/brexit/2015/12/31/euroscepticism-in-the-conservative-party-the-role-of-nationalism-and-electoral-pressures/>.
- (64) EU加盟に懐疑的ではあるが、究極的にはEUに残留したいと考える懐疑派 (Soft Eurosceptics) の閣僚がいる。キャメロン首相のほか、大法官ジョージ・オズボーン (George Osborne) ら。また、これよりは強いEU懐疑派 (Potential leavers) だが、再交渉で有利な条件を勝ち取ればEU残留も受け入れるとする閣僚として労働・年金大臣のダンカン・スミス (Iain Duncan Smith) のような閣僚がいる。キャメロンもこの派と捉えてもよいかもしれない。さらに、EUのやり方に嫌悪し、EUから離脱すべしと唱えるハードな（強硬）EU離脱者、例えば、司法大臣のマイケル・コーヴ (Michael Gove) 達がいる。See e.g.: Euroscepticism in the Conservative Party: the role of nationalism and electoral pressures, LSE Brexit, at 2/4. 防衛大臣だったマイケル・ファロンは国民投票の前年「昨年、内閣のすべての閣僚はEU懐疑派だった。」と

語ったことがある: EU referendum: which side are cabinet ministers on?, 20 March 2016, <https://www.theguardian.com/politics/ng-interactive/2016/feb/20/eu-referendum-which-side-are-cabinet-ministers-on>. <http://blogs.lse.ac.uk/brexit/2015/12/31/euroscpticism-in-the-conservative-party-the-role-of-nationalism-and-electoral-pressures/>.

(65) *Ibid.*

(66) *Ibid.* EU加盟に懐疑的ではあるが、究極的にはEUに残留したいと考える保守党の懐疑派(彼らを Soft Eurosceptics という)の閣僚。キャメロン首相のほか、大法官ジョージ・オズボーン (George Osborne) ら。また、これより強いEU懐疑派 (Potential leavers) ではあるが、再交渉で有利な条件を勝ち取ればEU残留も受け入れるとする大臣として労働・年金大臣のダンカン・スミス (Iain Duncan Smith) のような閣僚がいる。キャメロンはこの派と捉えてもよいであろう。 See e.g.: Euroscepticism in the Conservative Party: the role of nationalism and electoral pressures, LSE Brexit, at 2/4. <http://blogs.lse.ac.uk/brexit/2015/12/31/euroscpticism-in-the-conservative-party-the-role-of-nationalism-and-electoral-pressures/>.

(67) 残留 投票数 一六、一四一、二四一 四八・一一%

離脱 投票数 一七、四一〇、七四二 五一・八九%

有効投票数 三三、五五一、九八三 九九・九二%

無効もしくは白票数 二六、〇三三 〇・〇八%

投票総数 三三、五七八、〇一六 一〇〇・〇〇%

登録有権者数 四六、五〇一、二四一 七二・二二%

(68) ただし、一〇月の党大会までの三ヶ月間は引き続き首相を務めると表明。

(69) The four key points from David Cameron's EU letter dated 10 November 2015.

(70) これに対して、一九七五年にウィルソン首相が国民投票を打ち上げた時、加盟条件を再交渉するとした条件とは、前述したように、主としてイギリスのEC予算に対する分担金の軽減、CAPの名で知られる共通農業政策の改革など、国民に比較的分かりやすい提案だった。

(71) Okólski and others, Polish Emigration to the UK after 2004: Why Did so many come?, Central and Eastern European

Migration Review, Vol. 3, No. 2, 2014, pp. 11-37.

- (72) 庄司克宏論文「イギリス脱退問題とEU改革要求―法制度的考察―」阪南論集 Vol. 51 No. 3、三三―四一頁参照。
- (73) 庄司克宏、同右論文、四〇頁参照。
- (74) 拙稿「欧州統合の新たな展開とイギリス憲法の課題」駿河台法学（一九九〇年）第四卷第一号及び前掲注(35)参照。
- (75) EU speech at Bloomberg by Prime Minister David Cameron, 23 January 2013, Gov. UK Cabinet office.
- (76) 前掲拙稿一一頁参照。